

八戸市立島守小学校いじめ防止基本方針

平成29年度

本方針は、人権尊重の理念に基づき、八戸市立島守小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の根絶を目的に策定するものである。

1 いじめ防止基本方針策定にあたっての学校の考え方

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義され、その起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられていた児童生徒の立場に立って行うものである。

（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省2006年）

上記の考え方のもと本校では、全ての教職員が「いじめは決して許されないことであり、また、どの学級でも、どの子にも起こり得るもの」であるという基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を過ごせるように協働して取り組む。

いじめ防止のための基本姿勢として次の5点を挙げる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して解決にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 情報交換会

年5回（1学期2回、2学期2回、3学期1回）開催し、特別な支援を要する児童や問題行動が心配される児童について、現状や指導についての情報交換及び共通行動について話し合い共通理解する場とする。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて校長が主宰し委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場での適切な処置をするとともに、教頭に報告する。また、状況によっては緊急サポート会議を開催し、迅速な対応を行う。

教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対応する。

緊急を要する問題行動が発生した場合は、緊急サポート会議を開催する。参加メンバーは以下の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長、島守駐在所長、主任児童委員
島守小・中学校地域学校連携協議会会长、

3 いじめ未然防止のための取組

学校全体で、自分や相手と「おりあい」をつけながら、一人一人を認め、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組む。また、教師一人一人が「わかった、できた」が実感できる分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすること、知らない顔をすることもいじめに荷担していることを強く指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

① あいさつ運動

「あいさつ+ α 」を合い言葉に、場に応じたあいさつ、自主的なあいさつ、明るくさわやかな「あいさつ」ができるように日常的に指導する。

② 島小っ子会議

島小っ子会議で「あいさつ」や「丁寧な言葉遣い」について話し合い、挨拶や丁寧な言葉遣いをすることが、相手を認めることにつながることを指導する。

③ 道徳の授業の充実

年間指導計画のもと、道徳の授業を充実したものにする。道徳の時間を通して、正しい価値判断力を養い、それを活かし情操豊かな心で相手を思いやり、協力して活動したりできるような道徳的実践力を育む。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の充実を図る。

① 意欲を育み、思いや考え方を表現する場の工夫

ア 個に応じた指導と協同的学習活動の充実に努める。

イ 体験的な活動や問題解決的な学習活動で、わかる喜びを実感できる授業実践に努める。

ウ 個人差に対応する指導方法や指導体制を工夫し、基礎的・基本的内容の確実な定着に努める。

エ 複式授業における指導法の工夫と改善に努め、主体的学習態度の育成を図る。

② 異学年交流の充実

ア 縦割りによる清掃活動

イ 登校班による登下校

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間、神楽等を通して、友だちや地域と関わりあえる楽しさやうれしさを実感できる相互交流の工夫を行うことで、コミュケーション力を育成する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

② おかしいと感じた児童がいる場合には、全教職員で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③ 様子に変化がみられる場合には、全教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたらすと共に、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は教育相談活動を行い、当該児童から悩みなどを聞き、問題の早期解決を図る。

- ④ 「いじめに関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、児童一人一人と教育相談を行い、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ① いじめを発見したときには、当該学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連絡を取りながら指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連絡をいつも以上に密にし学校側の取組についての情報を伝えると共に、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 児童が、学校や家庭に話せないような状況であれば、「いのちの電話」などいじめ問題専門の相談窓口の利用も検討する。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺など）を認められるとき」「相当の期間、学校の欠席を余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）があるとき」もしくは、「児童の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」と定義する。このような場合は、迅速に調査に着手する。

(1) 重大事態の報告

いじめを確認した場合は、八戸市教育委員会に報告すると共に、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に即して、緊急サポート会議を開くと共に、八戸市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合は、八戸警察署へ通報し対応等の相談をする。

※ 重大事態対応フロー図は別紙参照

(2) 重大事態の調査（学校が調査主体の場合）

- ① 重大事態が生じた場合は、学校の設置者の指導・助言のもと次のような対応を行う。
 - ア 組織の構成は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者（精神科医、スクールソーシャルワーカー等）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
 - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
 - ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。
- ② 学校の設置者が調査主体の場合は、設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

6 評価

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うと共に、その結果を教育委員会等に報告する。

評価にあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずいじめの実態把握、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるように留意する。

(1) 学校評価（年2回）を受けて、次の点の見直しを行う。

- ① 年間の取り組みについて見直しを行う時期の決定
- ② 取り組み評価アンケート、組織会議、校内研修等の実施時期の決定
- ③ 未然防止の取り組みの年間計画の決定
- ④ 個別面談や教育相談の時期や回数の決定

(2) 学校評価の結果は、保護者・地域に公表する。また、八戸市教育委員会への報告を行う。